



## 共済組合（保険証発行機関）の検認事務が始まります！

〈 調査対象者 〉 ～ 保険証を発行してよいか、どうかを確認します ～

先生の給与から扶養手当が支給されていない扶養親族で先生を世帯主として保険証が発行されている方（令和5年4月1日以降に認定された被扶養者は除きます）。

〈提出期限〉 令和5年10月20日（金）

### どうして毎年、調査を行うの？

要件を満たさない状況になったまま扶養手当を受給したり、資格が喪失した状態にも関わらず被扶養者として保険証を使用したりすると、要件や資格を喪失した時点まで遡って手当額の返納や医療費の返還が必要になります。年度をまたぐと、その金額が数十万円になることも！「まあ大丈夫だろう」「よく分からないから…」と思わずに、先生方でも確認と把握をお願いします。気になることや、家族の就職・離職、所得の増加等があれば、事務職員までお知らせください。

### 『 互助組合 』 困っています！！



先日、互助組合からお知らせが届き、回覧でご確認いただいたかと思います。

郵便局の制度改正に伴い、送金手数料が発生するようになりました。手数料の金額は、数百円程度。だからそこまで影響はないでしょう・・・と思います。しかし、今まで発生しなかった送金手数料経費が年間で約300万円発生しています。

現在、給付金の送金先を『ゆうちょ』に設定されている先生が過半数以上いらっしゃいます。この送金手数料経費を解消できない場合、毎月の先生方からの会費値上げも踏み切らなければいけない状況にまで来ています。ゆうちょ以外の口座は最寄りの店舗が少なく、口座開設のハードルが高いかと思いますが、ご協力のほど、よろしくお願いします。

なお、“ろうきん”については、スマホと免許証があれば、24時間口座開設が可能になっています。

互助組合に、どの給付金口座を設定しているかわからないという先生は、在籍の事務職員へ、お声がけください。

## 産後パパ育休（出生時育児休業）制度について ※ 正規学校職員のケースです。

2022年10月1日から、「産後パパ育休（出生時育児休業）」が育児休業とは別にスタートしています。産後パパ育休は、出生時に連続で育休が取得できない方が、小分けで休業が取得できるように作られた制度です。産後パパ育休と育休を組み合わせると最高4回、分割で休業を取得できます。もちろん出生時から連続で育休が取れるパパさんは、育休のみの選択（2回までは分割OK）もできます。但し、産後パパ育休は、あくまで取得のハードルを緩やかにした制度です。休業の日数が増えたわけではありません。取得期間は、産後パパ育休を組み合わせても原則、取得期間は3年です。

	産後パパ育休 (出生時育児休業)
対象期間	子の出生後8週間以内
取得日数	最大4週間
申請期限	休業日の2週間前
分割取得	2回まで分割可能
延長	
再取得	



育休制度
最長3歳になる誕生日の前日までの子を養育する期間
期間内で申し出た日数
休業日の1か月前
2回まで分割可能
開始日を柔軟に選択可能
特別な事情に限り、再取得可能

# 全国交通安全運動 『ルールとマナー 乗せて走ろう 秋の道』

今年も9月21日（木）から30日（土）までの10日間、『秋の全国交通安全運動』が実施されます。スローガンをモットーに余裕ある運転を心掛けたいものです。各学校で服務規律に関する研修が行われていると思いますが、交通事故・交通規則違反関係について、懲戒処分がご自身の給与へどのように影響するのかを掲載します。是非ご一読ください。

## 1 学校職員の交通事故・交通規則違反に関する懲戒処分の指針

- (1) 飲酒運転をした職員は、**免職**または**停職**とする。
- (2) 飲酒運転であることを知りながら同乗する。  
又は運転することを知りながら、飲酒を勧めた職員は、**免職**、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。
- (3) 交通事故により人を死亡させた職員は、**免職**、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。
- (4) 死亡以外の場合は、職員の過失、相手方の**傷害の程度等**に応じて、処分を決定する。
- (5) 交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、**免職**、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。
- (6) 無免許運転、**著しい速度超過等の悪質な交通法規違反**をした職員は、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。

## 2 懲戒処分に伴う影響

ご存知のことと思いますが、改めて処分やその影響について確認しておきましょう。



### 【 懲戒処分に伴う給与への影響 】

項目	戒告	減給	停職	免職
処分内容	文書・口頭での <b>嚴重注意</b>	一定期間、給与を <b>減額</b> 支給する	一定期間、職務に <b>従事させない</b>	公務員の <b>職を失わせる</b>
毎月の給与	全額支給	<b>減額</b> 支給	停職中は <b>支給されない</b>	<b>支給なし</b>
昇給	処分後直近の昇給幅が <b>抑制</b>		処分後 <b>直近の昇給停止</b>	
期末手当 勤勉手当	勤勉手当の <b>減額</b>		停職期間が、期末・勤勉手当の算定期間内の場合、支給なし	
退職手当	昇給幅の <b>抑制</b> 。抑制されたことにより退職時の号級が少なくなり、 <b>退職金に影響が出る可能性あり</b> 。		<b>停職期間</b> は退職手当の期間から <b>除算（2分の1）</b>	<b>全額</b> 、 または <b>一部不支給</b>
損失額 30歳試算	約135万円	約270万円	約340万円	<b>約1億</b> 8,800万円

## 奄美の台風は、まだまだ終わらない・・・台風対策は万全ですか？



今年、5月・夏季休業中と早い時期に台風が発生し、奄美に初め赴任された先生は、慣れない生活の中、対応に苦労されたことと思います。しかし、奄美の台風のピークは、例年9～10月頃。まだまだこれからです。前回の台風で経験されたように、直前では食材だけでなく、養生テープ等の台風対策の資材までなくなり、驚かれたことと思います。食品は、賞味期限の兼ね合いもあり、調整が難しいですが、少しずつストックを増やされてはいかがでしょうか。併せて今年、大きくニュースになりましたが、車の給油も早めの対応をお勧めします。奄美は、9～10月も残暑厳しく、停電時は涼をとる手段の1つとなります。

